

# 保険かわら版 【2022年改定関連】 3月末で経過措置が終了する施設基準の取扱い

2022年4月の診療報酬改定で経過措置が設けられた点数のうち、2023年3月末で経過措置期間が終了する点数がある。4月1日以降も引き続き算定する場合に、①改めての届出が必要な点数と、②届出し直しは不要だが注意が必要な点数がある。

①の届出し直しが必要な点数(下表参照)については、経過措置で猶予されていた基準を満たした上で2023年4月14日までに関東信越厚生局長野事務所に届出書を提出し、月末までに受理されれば、4月1日に遡って算定ができる。

②の注意が必要な点数は、経過措置

の終了に伴い、実績等を含めて改めて施設基準を満たしているか確認の上、満たせる場合は届出し直し不要で4月1日から引き続き算定が可能となる。基準を満たせない場合は届出の取下げや変更の手続きが必要となる。

医科診療所に係るものとして、連携強化加算(感染対策向上加算1の病院への感染症の発生状況等の年4回以上の報告)が該当する。その他、病院関係では処置・手術の通則における休日加算1等と、入院料関係で経過措置が終了するものがあるので留意されたい。歯科については右段参照。

表. 2023年4月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの

区分番号	2022年3月末時点で届け出ている項目	経過措置で猶予されている項目
A249	精神科急性期医師配置加算1	精神保健指定医の2名配置
A300	救命救急入院料の重症患者対応体制強化加算	A200-2急性期充実体制加算の届出
A308-3	地域包括ケア病棟入院料・地域包括ケア入院医療管理料(一般病床に限る)	医療法上の一般病床の場合の基準(2022年4月以降に基準を満たして届出済みの場合を除く)
E	画像診断管理加算3	画像診断補助ソフトウェアの安全管理
I002-3	救急患者精神科継続支援料	専任の常勤精神保健福祉士の配置
J038	人工臓腑の導入器加算2	研修修了者の配置

## 共済制度の春の募集が4月スタート! 6/15 締切

4月1日より「グループ保険」「保険医年金」の普及キャンペーンが始まります!

### グループ保険

協会運営のグループ保険は団体定期保険のスケールメリットを生かした安い保険料が特長で、死亡保障額が4,000万円(配偶者は上限2,000万円)。加入にあたっては面倒な健康診査は一切不要で、いつでも保障額の増額・減額の見直しが可能です。また、毎年決算を行って、死亡保険金の支払状況に応じて剰余金が生じた場合は配当として掛金の一部をお返ししているのも魅力の一つです。

0.078%の上乗せ配当がありました。コツコツ貯める月払と余裕資金をまとめて貯める一時払があります。加入から5年以上経過すれば、いつでもお申し出により10年、15年、20年の期間を選択し、年金として受給することができます。また、現金が必要になった場合には、口数単位で一時金として請求でき、掛金の払込が困難な時は1口単位での払込中断も可能です。

協会に登録された生保会社の職員が普及員証を提示の上訪問致しますので、その際は恐れ入りますがお時間を頂きますようお願い致します。なお、直接保険医協会にお電話(026-226-0086)頂いても構いませんので、是非ご検討下さい。

### 保険医年金

保険医年金は、積立金総額が1兆2千億円を超えるスケールメリットを持つ日本有数の私的年金で、現在の予定利率は1.170%、2021年度はさらに



## 歯科の経過措置について

### 初診料の注1(歯初診)

院内感染防止対策の研修の項目に新興感染症への対応が追加された。2022年3月31日時点で歯初診を届出済で、旧基準による常勤歯科医師の院内感染防止対策に係る研修の最終受講日が2021年3月31日までの場合、施設基準を満たすとみなされる期間が2023年3月31日までとなり(A)、4月1日以降は初診料240点、再診料44点と低い点数を算定する。研修の最終受講日を再確認されたい。

また、旧基準の研修の最終受講日が2021年4月1日から2022年3月31日までの場合、施設基準を満たすとみなされる期間が最終受講日から2

年間とされている(B)。

2022年診療報酬改定で示された新しい基準の研修を受講した場合は、受講日から4年間有効。改めて届出の必要は無く、7月定例報告で直近の受講日などを記載することとされた。

経過措置が切れ施設基準を満たさなくなる場合は「辞退届」を厚生局に提出する。

【協会の過去の研修実施日と経過措置期限】

	研修実施日	経過措置期限
A	2020年8月23日	2023年3月31日
B	2021年8月29日	2023年8月28日
	2021年9月5日	2023年9月4日

※2022年10月2日以降に協会で開催した研修会は【新基準】です

### 在宅療養支援歯科診療所(歯援診1)

実績要件が見直され、訪問診療1または2の算定回数が15回以上から18回以上に引き上げられた。2022年3月31日時点で歯援診1を届け出ている医療機関は2023年3月31日まで施設基準を満たすとみなされる。過去1年間の訪問診療1または2の算定回数が18回以上の場合は歯援診1を継続でき、4回以上18回未満の場合は歯援診2となる。

2023年4月1日以降も歯援診1を継続する医療機関は3月31日までに再届出が必要とされていたが、2023年3月10日付で厚労省通知が出され、

再度の届出は不要となった。7月定例報告で算定回数等の報告を行う。

歯援診1から2に変更になる場合、または歯援診2から1に変更になる場合は再度の届出が必要。4月14日までに届出を提出し月末までに要件審査を終え受理が行われたものについては、4月1日に遡って算定できる。

2022年3月末時点	2023年4月~	再届出(4/14まで)
歯援診1	⇒ 歯援診1	不要
⇒ 歯援診2	⇒ 歯援診2	必要
⇒ 歯援診1	⇒ 歯援診1	必要
⇒ 歯援診2	⇒ 歯援診2	不要

## 活動日誌

- 3/3 社保協事務局会議、「福祉医療改善をすすめる会」役員会
- 3/5 医科社保部会
- 3/9 北信越ブロック事務局長会議
- 3/10 社保協運営委員会・国保部会
- 3/12 保団連理事会
- 3/13 正副会長会議
- 3/14 歯科部会
- 3/15 「保険でより良い歯科医療を長野連絡会事務局会議
- 3/16 北信越ブロック歯科厚労省要請
- 3/17 理事会、社保協介護部会

- 3/19 歯のなんでも電話相談、長野県歯科技工士会との懇談
- 3/21 第44回定期総会

### 長野県保険医協会の会員数

1,318名(医科736名、歯科582名)  
3月1日現在

## 原稿募集

医療・社会保障全般、時局での論評や意見、学会報告、書評、趣味、写真など幅広く原稿を募集中!掲載分については図書カード2千円分を贈呈。

## 春の共済募集キャンペーン実施中



### 保険医年金

老後の蓄え、資金運用に!

申込期間: 4月1日~6月15日  
加入日: 9月1日

### グループ保険

万一の死亡・高度障害に備える

申込期間: 4月1日~6月15日  
加入日: 8月1日

お問合せは ☎ 026-226-0086 まで



### 休業保障

病気・ケガでの休業に備える  
新型コロナウイルス感染にも対応!

2種類の取扱いがございます。  
詳細はお問合せ下さい。